



上：初代県会議事堂（富田家文書1）下：傍聴席・新聞記者席（「紀念写真帳」三由家文書34）

「ヒト」が集まる～議会・結社など～

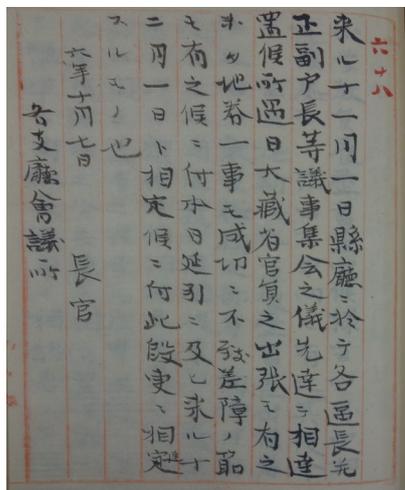
《県会を開く》

「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」。五箇条の御誓文のこの一節は、明治新政府が議会制度を遠望していたことをものがたっています。

明治6年（1873）4月、地方長官を東京に招集して開かれた「地方官会同」は、行政上の問題点解決のためには「話し合い」や「議論」が必要とされることを印象づけ、各府県における「地方民会」設置の機運を高めることになりました。

山口県では、同年10月に、民政の最前線にあった区長や戸長らを議員とする「地方民会」が招集されました。これは、全国的にみても、地方民会招集の非常に早い事例です。

この会議は、のちに、府県会規則のもとで編成された「県会」と区別するために、「県庁大会議」の名称が用いられ、明治9年10月までの間、計5回開催されました。多数決制度の採用など議会としての仕組みが徐々に整えられていきました。



▲地方民会招集を伝える布達（明治期山口県布達類12）

第一回の県会が開かれたのは明治12年3月。このとき県会議事堂が新築されました（大正5年〈1916〉11月の通常県会から、その舞台は大正の新議事堂〈重文〉に移されました）。議場は議論が沸騰するだけでなく、県政に対する興味関心が交錯する場所でもありました。



大正天皇后行啓記念写真帳（劍持家文書512）

大正11年（1922）3月、「大正天皇の病氣平癒祈願」、「摂政宮（昭和天皇）の欧州訪問からの無事帰朝の報告」のため、香椎宮・箱崎八幡宮・太宰府天満宮への貞明皇后の行啓が実施されました。その往路、13日、三田尻毛利元昭邸に宿泊。写真は、翌朝、お召し列車に向かう貞明皇后一行に対する松崎小学校での奉送の光景です。校庭に整列した教員と児童が日の丸を掲げて敬意を表しました。

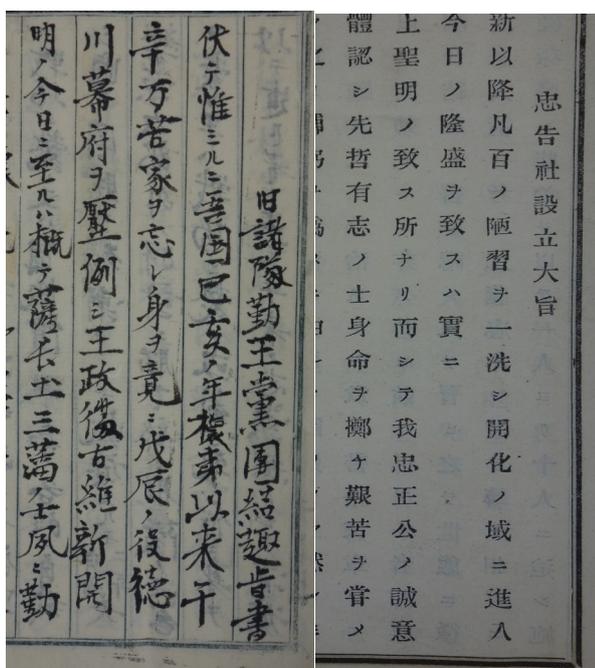
《集まる＝団結する》

明治10年代、全国各地で憲法制定や国会開設を要求する自由民権運動の炎が燃えさかりました。県下での運動は過激な展開を見せることはなく穏やかなものであったとされます。いわゆる民権結社のような強烈な政治色を帯びることはなかったものの、同じ理念のもと結社の簇生がみられました。ここでは、「勤王党」と「忠告社」について紹介することになります。

勤王党は維新をかけぬけた諸隊隊士により明治15年（1882）に結成されました。その趣意書には「政府の公布条例（＝集会条例）を遵守」することや、「皇室を奉戴」することがうたわれています。その後、開墾社と改称、厚狭郡での石炭採掘と塩田経営による土族授産に注力する実業結社へとシフトチェンジしたようです。

忠告社は明治14年に結成されました。趣意書や社則には、文明開化のもたらした軽躁浮薄な世相に警鐘を鳴らし、「防長二州ノ人」として「先公ノ意志ヲ奉シ先哲ノ誠忠ヲ継カント欲スル」とあります。国家や中央を対局に置くことで、近代国家における「防長独自のありかた」として「忠正公（毛利敬親）の誠意」をよりどころとする団結が肝要であることが述べられています。

どちらの結社についても、反民権の結社として位置づけられているものの、その活動の実態を詳らかにする記録は残っていません。



▲左：旧諸隊勤王党団結趣旨書（県庁戦前A総務2001）
右：忠告社設立大旨・社則（内藤家文書307）

《集まる＝並ぶ＝記念撮影》

昭和6年（1931）11月28日、山口公会堂で開催された山口県町村会長臨時総会の出席者による記念写真。春日山山頂の防長先賢堂を背景に撮影されたものです（写真中央、椅子に腰掛けた人物が岡田周造知事）。町村長会による県会への建議は、県政に民意を反映させるための大切な手段のひとつでした。姿勢を正して写真に写った参加者の表情からは、「地域の声」を県政に届けようとの情熱や矜持を感じることができます。



▲「山口県町村長集会宣言決議及議決事項顛末」（勝間田家文書121）より

《集まる＝式典に集う》

重要文化財旧県庁舎の南側に、神殿風の記念碑（昭和2年〈1927〉5月29日除幕式挙行）がたたずんでいます。この場所は、大正15年（1926）の行啓の時、皇太子（昭和天皇）がお出ましになったバルコニーの向かい側にあります。秋吉産の大理石で組み立てられ、大森吉五郎知事の撰文が記された銅製銘板は大阪市の造幣局で铸造されたものです。皇太子が県庁に立ち寄られた5月29日を期して、毎年、記念式典が開かれ、国家の繁栄と安寧が祈願されました（写真は昭和10年の式典の様子、記念碑前に集合した県職員に向けて式辞を読み上げるのは菊山嘉男知事）。



▲行啓記念碑除幕式行啓記念式一件（県庁戦前B38）より